

地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途

消費税率の引き上げに伴う増収分は、その全額をすべての世代を対象とする社会保障の財源に充当することとなっています。元年10月から消費税率が10%に引き上げられましたが、その一部は幼児教育・保育の無償化の財源としても充てられることとなりました。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源分の3年度決算額は、下表のとおり41.5億でした。

地方消費税交付金の決算額

単位：千円

	地方消費税交付金計		
	従前分	社会保障財源分	
令和2年度決算額	7,508,358	3,860,790	3,647,568
令和3年度決算額	8,190,723	4,036,084	4,154,639

社会保障財源分（税率引き上げ分）の地方消費税交付金は、福祉費・衛生費・特別会計繰出金の人件費と投資的経費を除いた事業費一般財源相当額の財源として活用しています。税率引き上げ前の25年度と3年度の決算額を比較したものが下の図表です。

社会保障費の伸び（人件費・投資的経費を除く）

※普通会計

単位：千円

	平成25年度決算		令和3年度決算		社会保障費の伸び	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
福祉費	30,456,885	10,721,049	49,364,791	16,016,518	18,907,906	5,295,469
衛生費	2,335,631	1,583,778	8,940,029	2,393,692	6,604,398	809,914
特別会計繰出金	10,537,409	9,592,457	9,496,760	7,728,001	△ 1,040,649	△ 1,864,456
社会保障費合計	43,329,925	21,897,284	67,801,580	26,138,211	24,471,655	4,240,926

消費税引き上げに伴う増収分以上に、社会保障費の区の負担は増えています。

社会保障費の伸び42.4億円 > 消費税交付金社会保障財源分41.5億円

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償になります。この幼児教育・保育の無償化の財源については、国は「消費税10%への引き上げによる財源を活用する」としています。